

原議保存期間	5年(令和7年3月31日まで)
有効期間	一種(令和7年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
警察大学校生活安全教養部長

警察庁丁保発第8号
令和2年1月29日
警察庁生活安全局保安課長

国際射撃競技の開催に係る留意事項等について（通達）

みだしのことについては、「国際射撃競技の開催に係る基本的留意事項について（通達）」（平成28年3月31日付け警察庁丁保発第61号）により通達しているところであるが、国際射撃競技（世界選手権大会やワールドカップ等の国際的な規模で開催される運動競技会において、国際的な射撃統括団体が定めた競技規則（以下単に「競技規則」という。）を適用して行うこととされている射撃競技をいう。以下同じ。）の開催に係る留意事項等については、当該通達によるほか、下記のとおりであるので、適切な運用に努められたい。

記

- 1 猟銃等製造事業者による外国人選手から修理を委託された獵銃等の所持
武器等製造法（昭和28年法律第145号）第17条第1項の規定による許可を受けた者（以下「獵銃等製造事業者」という。）が、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）第6条の規定による許可を受けて獵銃等を所持する外国人選手から修理を委託された当該獵銃等を業務のため所持する行為は、当該獵銃等製造事業者が国際射撃競技の開催される射撃場又はその付近に設置された工場等で修理を行う場合に限って認められる（別添の1参照）。
- 2 国際審判資格を有する審判補助員による審判等の補助のための選手の銃砲の所持
国際審判員（国際的な射撃競技統括団体が定める一定の資格（以下「国際審判資格」という。）を有する者で、国際射撃競技の審判員として当該団体から指名されたものをいう。以下同じ。）の下で当該国際射撃競技における審判、検査等の補助を行う審判補助員については、射撃競技団体が指名することとなるが、国際審判資格を有する者の中から指名された審判補助員が、当該国際射撃競技に参加する選手の銃砲を所持する行為は、当該国際射撃競技における審判、検査等の補助に必要な場合に限って認められる（別添の2参照）。

なお、この場合の審判、検査等の補助に伴う銃砲の所持については、競技規則上認められている範囲に限られる。

3 障害者スポーツ射撃競技における補助者による補助のための日本人選手の銃砲等の所持

競技規則を適用して行う障害者スポーツ射撃競技において、当該競技に参加する日本人選手に係る特定の指導者が、当該選手の補助者として、当該選手の銃砲又は拳銃実包を所持する行為は、当該選手が当該競技に参加するに当たって必要な場合に限って認められる（別添の3参照）。

なお、この場合の当該補助者による補助のための銃砲等の所持については、競技規則上認められている範囲に限られる。

国際射撃競技を開催する場合等における銃刀法上の取扱いについて

1 猟銃等製造事業者による外国人選手から修理を委託された獵銃等の所持

(1) 問題の所在

銃刀法第3条第1項第7号においては、所持禁止の除外事由として、獵銃等製造事業者が銃刀法第6条の規定による許可を受けて獵銃等を所持する者から修理を委託された当該獵銃等を業務のため所持する場合が定められていないため、当該所持の取扱いが問題となる。

(2) 結論

獵銃等製造事業者（国際射撃競技の開催される射撃場又はその付近に設置された工場等で修理を行う者に限る。以下同じ。）が、銃刀法第6条の規定による許可を受けて獵銃等を所持する外国人選手から修理を委託された当該獵銃等を業務のため所持することは、当該選手に課された銃刀法第10条の4第1項の保管義務に反せず、また、当該獵銃等製造事業者の業務のための所持は、刑法（明治40年法律第45号）第35条の正当業務行為として不法所持とはならないため、可能と解する。

(3) 理由

ア 委託者の保管義務違反の成否

銃刀法第6条の規定による許可に係る獵銃等を獵銃等製造事業者に修理委託する目的は、国際射撃競技への参加に当たり、当該競技で使用する獵銃等の安全を確保するためであり、国際親善の見地から我が国でも国際射撃競技の開催が銃刀法において認められていることを踏まえると、目的は正当と考えられる。

また、獵銃等を修理するに当たって、専門的知識等を有する獵銃等製造事業者に修理を委託するという態様は上記目的達成のためにやむを得ないものと認められる。

さらに、修理委託先である獵銃等製造事業者は、銃刀法第4条の規定による許可を受けて獵銃等を所持する者等から委託を受けて獵銃等の修理を行うものであり、獵銃等の修理に関する専門的知識、技能等を有し

ていると認められることから、危害予防上の問題も生じないといえる。

イ 猶銃等製造事業者の不法所持罪の成否

猶銃等製造事業者の業務のための所持については、その目的・態様共に上記アと同様の理由が妥当するといえる。

2 國際審判資格を有する審判補助員による審判等の補助のための選手の銃砲の所持

(1) 問題の所在

銃刀法第3条第1項においては、所持禁止の除外事由として、審判補助員が審判等の補助のために国際射撃競技に参加する選手の銃砲を所持する場合が定められていないため、当該所持の取扱いが問題となる。

(2) 結論

審判補助員（国際審判資格を有する者に限る。以下同じ。）が、国際射撃競技における審判、検査等の補助に必要な限度で、選手の銃砲を所持することは、当該選手に課された銃刀法第10条の4第1項の保管義務に反せず、また、その限度で当該審判補助員が選手の銃砲を所持することは、刑法第35条の正当業務行為として不法所持とならないため、可能と解する。

(3) 理由

ア 選手の保管義務違反の成否

国際射撃競技に参加する選手が銃刀法第4条又は第6条の規定による許可を受けて所持する銃砲を審判補助員に交付する目的は、競技規則上国際審判員及び審判補助員の役割とされている、国際射撃競技における審判、検査等のためであり、国際親善の見地から我が国でも国際射撃競技の開催が銃刀法において認められていることを踏まえると、目的は正当と考えられる。

また、国際射撃競技における審判、検査等の補助に当たって、審判補助員が選手の銃砲を手に取ることも競技規則上予定されており、こうした審判、検査等に必要な限度で審判補助員に対して銃砲を交付するという態様は上記目的達成のためにやむを得ないものと認められる。

さらに、交付先である審判補助員は、国際審判資格を有し、かつ、射撃競技団体からの指名を受けた者であり、銃砲の操作や射撃に関する一

定の知識、技能等が認められることから、危害予防上の問題も生じないといえる。

イ 審判補助員の不法所持罪の成否

審判補助員が、国際射撃競技における審判、検査等の補助に必要な限度で、選手の銃砲を所持することについては、その目的・態様共に上記アと同様の理由が妥当するといえる。

3 障害者スポーツ射撃競技における補助者による補助のための日本人選手の銃砲等の所持

(1) 問題の所在

銃刀法第3条第1項又は第3条の3第1項においては、所持禁止の除外事由として、障害者スポーツ射撃競技において、日本人選手の補助者が補助のために当該選手の銃砲又は拳銃実包を所持する場合が定められていないため、当該所持の取扱いが問題となる。

(2) 結論

障害者スポーツ射撃競技（競技規則を適用して行うものに限る。以下同じ。）において、当該競技に参加する日本人選手に係る特定の指導者が、当該選手の補助者として、当該選手が当該競技に参加するに当たって必要な限度で、当該選手の銃砲を所持することは、当該選手に課された銃刀法第10条の4第1項の保管義務に反せず、また、その限度で当該補助者が当該選手の銃砲又は拳銃実包を所持することは、刑法第35条の正当業務行為として不法所持とならないため、可能と解する。

(3) 理由

ア 日本人選手の保管義務違反の成否

障害者スポーツ射撃競技において、当該競技に参加する日本人選手が銃砲の取扱いの補助を補助者に依頼する目的は、当該競技に参加する選手の障害がそれぞれ異なる中で、全ての選手が公平に競い合うためであり、目的は正当と考えられる。

また、障害者スポーツ射撃競技への参加に当たって、補助者が選手の銃砲に拳銃実包を装填することは競技に必要な行為として競技規則上認められており、こうした補助に必要な限度で補助者に対して銃砲の取扱

いの補助を依頼することは上記目的達成のためにやむを得ないものと認められる。

さらに、競技規則上予定されている補助者による行為は選手の銃砲への装填及び照準調整に限られており、また、当該補助者は障害者スポーツ射撃競技に参加する日本人選手に係る特定の指導者であるため、銃砲の取扱いについても当該競技に参加する選手と同程度に精通しているものと考えられることから、危害予防上の問題も生じないといえる。

イ 補助者の不法所持罪の成否

障害者スポーツ射撃競技に参加する日本人選手に係る特定の指導者が、当該選手の補助者として、当該選手が当該競技に参加するに当たって必要な限度で、当該選手の銃砲又は拳銃実包を所持することについては、その目的・態様共に上記アと同様の理由が妥当するといえる。